

公益社団法人自動車技術会 代議員規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会定款第6条の定めに基づき、代議員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 代議員に関しては、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(定数)

第3条 代議員の定数は、定款第6条第2項に定めるところにより、200人以上250人以内とし、代議員選挙の都度、理事会で定める。

(資格)

第4条 代議員は、正会員でなければならない。

(選出)

第5条 代議員の選出は、正会員による選挙により行う。

2 代議員選挙に関し必要な事項は、公益社団法人自動車技術会代議員選挙規則（以下「選挙規則」という。）に定める。

(任期)

第6条 代議員の任期は、選挙規則による当選確定後2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

(退任)

第7条 任期途中で退任する代議員は、別に定める退任届を提出しなければならない。

(喪失)

第8条 代議員が、定款第10条により会員を除名された場合若しくは定款第11条により会員資格を喪失した場合は、代議員としての資格を喪失したものとする。

(職務)

第9条 代議員は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）の社員として、本会の目的を達成するため、次の事項を履行しなければならない。

- (1) 総会に出席し議決権を行使すること
- (2) 本会の事業を支援し、推進すること
- (3) 本会の適正な運営を図ること

(総会への出席)

第10条 やむを得ない理由により、総会に出席できない代議員は、別に定める代理権を証明する書面（以下、「委任状」という。）を提出しなければならない。

- 2 前項の委任状による代理人は、本会代議員とする。
- 3 委任状を提出した代議員が、出席できない理由が消滅したときは、総会に出席することを妨げない。

(処理基準)

第11条 この規則の運用に必要な細則については、運営企画会議において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第12条 この規則の改廃については、運営企画会議において審議し、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。（2011年4月1日登記）